

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 半田市立つくし学園	種別： 福祉型児童発達支援センター	
代表者氏名： 園長 武居 靖子	定員（利用人数）： 48（45）名	
住所： 愛知県半田市東洋町3丁目23番地		
TEL： 0569-21-6049		
ホームページ： https://www.city.handa.lg.jp/kosodate/kosodate/1002056/1006391.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和44年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 半田市		
職員数 33名		
専門職員 27名	児発管兼管理者 1名	児童指導員 6名
	作業療法士 1名	理学療法士 1名
	保育士 13名	看護師 2名
	訪問支援員 2名	事務職員 1名
委託職員・非常勤職員等 6名	調理師 3名	園医 2名
	管理栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）療育室 6室	（設備等）調理室
	多目的ルーム 相談室	医務室 静養室 感覚統合室

③理念・基本方針

<p>【理念】 あかるく たのしく</p> <p>【基本方針】 基本的な生活習慣を整え、遊びを通して体づくりとコミュニケーション力を育てます。</p> <p>【事業所の特徴的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感覚統合的な視点で子どもの育ちを捉えます。 ・体づくりを療育の中心に考え、体を動かして遊ぶこと、さまざまな感覚を整えることで子どもの育ちの基礎を作ります。 ・保護者支援として、定期的な療育参加をお願いしたり、保護者向けの学習会の開催や、連絡帳等を通じたコミュニケーションを取ったりしています。

④施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・園では、朝の療育前に体操やランニングを行い、子どもたちの気持ちを高める取り組みをしている。 ・児童発達支援は複数の専門クラスに分かれ、より専門的な支援が行える体制が整っている。 ・看護師は2名体制で、手厚いケアが受けられるようになっている。また、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職が連携して療育を行っている。 ・半田市で唯一の歴史ある療育施設でもある。 ・実践力・地域力・専門性は高いが、組織運営としての計画化・標準化・文書化が追いついていない、実践を中心とした園である。
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7 年 5 月 3 0 日 (契約日) ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日 (評価決定日) 【令和 7 年 12 月 8 日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (今回が初めて)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・職員のスキル向上を重視し、職務に応じた研修や毎月の学習会を実施している。
- ・専門職同士の連携により個別支援体制が整っており、士気の高い職員が専門性を発揮して療育に取り組んでいる。
- ・応用行動分析学（ABA）に基づいた支援記録を導入しており、科学的根拠に基づいた質の高い療育を実践している。

◇改善を求められる点

- ・理念や基本方針が書類ごとに異なっており、内容を統一して職員・保護者・地域へ示す必要がある。
- ・人事管理や目標管理の基盤となる「期待する職員像」が明確でない。園の方向性に沿って定義することが求められる。また実習生の受け入れや地域交流、ボランティア受け入れに関する基本姿勢も示されていないため、方針の明確化が必要である。
- ・市の福祉計画を踏まえた園独自の中期計画がない。園の目標を達成するために年度ごとの具体的な実施項目の設定が求められる。
- ・朝の子どもの受け入れ体制（個別登園・バス通園）について、職員の勤務体制に合わせていることで、子どもに負担がかかっている状況が伺える。（個別登園した子どもをバスに乗せる等）子どもが安心して一日の生活を迎えることができるように検討されたい。
- ・バス乗車1時間の後、体操、ランニングということが、子どもにとってよい循環を生んでいるか、どうかまた、朝の支度等について、療育ではなく、訓練になっていないか、今一度子ども個々の様子に着目して再考されたい。活動を繰り返すことで子どもの生活力が身につくことは否めないが、子ども個々の状況（今ここの子ども）をよく観察して支援計画に反映されることが望ましい。
- ・保護者会の活性化を職員と共に促されたい。療育においては、保護者との信頼関係が特に重要である。現状では、保護者会の活動が十分に活性化されていないため、保護者の率直な意見を施設運営に反映する仕組みが弱い。
- ・予算を確保し、旧園舎トイレの改修を優先的に進めるべきである。特に、プライバシー保護の観点を強調し、法人に対して積極的に訴え、予算措置を講じてもらうよう働きかけることが必要。早急な対応が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

基本方針や、園の運営管理の細かな内容、及び長期・短期目標等が書面化ができていない点については、今回指摘を受けて必要性を感じたところであるので、対応していく。
療育場面での指摘においては、参考にして検討していく。
保護者会活動の活性化については、かねてより必要性は感じているが、難しい面もある。園評価の保護者の声には可能な限り応えるようにしているが、少数意見にすべて応えるのは難しいこともある。
トイレの改修については、支援体制を考慮しながら検討していく。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>保育の理念や基本方針は、年度当初の職員会議を通じて職員への周知が図られている。利用者に対しては、パンフレットに謳い、見学时や重要事項説明の際に一人ひとり丁寧な説明に努めている。一方で、明文化された各書面やホームページ上では、理念・方針・目標の文言が統一されておらず、概念の使い分けが曖昧な状況が見受けられる。理念や基本方針について周知状況の把握や効果的な周知方法の検討、情報の整合性の確保を期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 (a)・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が社会福祉事業の動向を収集し、経営環境の把握・分析を担っている。園長は市の福祉計画策定に携わることで、地域の経営環境やニーズ、課題を理解する体制が整っている。近隣自治体の児童発達支援事業所との情報交換を通じて得た外部知見を運営の参考にしつつ、毎年作成する事業評価シートにより、予算・決算の対比や利用者情報、事業課題を多角的に整理している。</p>		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>就労世帯や外国籍の家庭への対応、人権擁護といった支援上の重要課題に対し、所属課や園内職員との会議や日常的な対話を通じて解決を図っている。必要に応じて関係機関と柔軟に連携・調整を行うなど、現場の課題に応じた具体的な取り組みを推進している。一方で、経営状況に関する情報共有については、決定事項や結果の伝達に留まっており、そこに至る経緯や背景が職員にまで十分に周知されていない面が見受けられる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>市が策定した障がい児福祉計画に令和6年度から3か年の重点施策が定められている。園ではこれらを踏まえ、半年ごとに重点項目の振り返りを行い、評価結果を市へ報告する体制を構築している。一方で、市の計画は全体的な指針に留まり、園独自の経営課題を反映した細部までの具体化には至っていない。法人としての中長期計画は存在するものの、園個別の状況に応じた、より具体的かつ評価可能な年次項目を含む中長期計画の策定が望まれる。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・(b)・c
<p><コメント></p> <p>市の中長期的な障がい児福祉計画の内容を反映させ、単年度の事業計画として「経営案」を策定している。療育や食育、指導計画の分野では目標が明確化されており、振り返りを行いやすい体制が整えられている。一方で、単年度計画における「本年度重点努力目標」の項目が、複数年度にわたり同一の内容に留まっている側面が見受けられる。各年度の具体的な取り組みや、理念実現に向けた段階的なステップが明確になっておらず、重点項目における実施内容や目標設定の具体性にも課題を残している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>市の中長期計画策定に園長が参画し、策定後は園長や主査が中心となって年2回の自己評価を行い、市へ報告する体制を構築している。直接的な支援に関する療育や指導計画については、現場レベルで振り返りや評価が実施されている。一方で、単年度の事業計画策定において園の関与が限定的であり、直接的な支援以外の項目に関する評価も十分とは言い難い。また、計画の回覧は行われているものの、個々の職員が内容を理解し、自らの業務との関連性を把握しているかどうかの確認には至っていない。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを通じて事業計画の主要な療育内容や行事予定を掲載し、外部に向けた情報公開を行っている。一方で、中長期計画に基づいた重点項目や将来を見据えた研修計画など、療育・支援以外で子どもや保護者に密接に関わる事項の周知については、工夫の余地を残している。ホームページ掲載のみでは保護者への周知に限界があるため、保護者会での直接的な説明や、保護者向け連携アプリを多角的に活用するなど、より理解を得やすい手法を用いた丁寧な情報提供を期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス単位で適時の振り返りを実施し、直面する課題の共有や改善策の検討を組織的に行っている。法令に基づき、保護者による園の評価や職員の自己評価を毎年実施しており、その結果を園長や主査が中心となって分析し、職員にフィードバックする体制を整えている。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法令に基づく自己評価結果を分析し、対応策や課題を文書化してホームページで公表している。課題については職員会議を通じて周知を図り、改善に向けた組織的な共有に努めている。一方で、現状の分析は園長や主査が中心となっており、より幅広い層の職員が参画して改善策を検討する体制にはなっていない。また、公表内容に具体的な取組の記載が乏しく、抽象的な表現に留まっている側面が見受けられる。年度末には取組結果を含めた、より詳細で丁寧な情報発信を期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>年度当初の職員会議にて、園の経営方針や療育の方向性を提示することで、施設長としての役割を職員へ明示している。事業計画書には職務分担に基づく園長の権限と責任を明文化し、日々の会議を通じて周知を図るとともに、入園式では保護者に対しても自らの考えを直接伝えている。非常時の権限委任は消防組織編成表により規定されているものの、日常業務における園長不在時の権限委任については文書化されていない。組織運営の安定性の意味で文書化を期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	⑨・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は児童発達支援ガイドラインの研鑽や、ハラスメント・虐待防止、働き方改革等の外部研修へ積極的に参加し、最新の法令遵守に対する意識を高めている。こども家庭庁からの通知や各種法令の動向を適宜把握し、毎月開催される園内の学習会を通じて職員へ直接説明を行うことで、組織的な理解を促している。また、人権擁護チェックリストを活用して職員の実践状況を把握する仕組みを整えている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は主査と協力し、人権擁護チェックリストや保護者アンケート、職員の自己評価結果を多角的に分析することで、園が直面する課題の把握に努めている。把握した課題を解決すべく、職員の個人目標に園の目標を反映させ、組織としての努力の方向性を明確に示している。また、年度当初に職員が立案した園内研修計画に対し、園長が指導・助言を行う等で支援の質向上を牽引している。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、ICT の活用による業務負荷の軽減や職員の提案に基づく業務改善に積極的に取り組み、経営の改善に指導力を発揮している。また、責任体制の明確化やスケジュール管理、職員のモチベーション向上などに努めている。計画書や支援記録等の重要書類には必ず園長が目を通し、適切な助言を行う体制を構築して支援の質を担保している。さらに、シフト調整を通じて事務作業を勤務時間内に完結できるよう環境を整え、時間外勤務の短縮を職員へ促すなど、就労状況の適正化にも注力している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>正規職員は法人の人事部門、会計年度任用職員は園の担当課が担うなど、役割分担に基づき必要な人員の募集・採用を行っている。児童発達支援センターの中核機能を維持するため、専門性を考慮した人材配置を念頭に置き、新人や異動者には経験者と同一職場に配属して指導体制を整えたとともに、外部研修への参加を積極的に促している。一方で、人材の育成・定着に向けた具体的な仕組の書面化には至っておらず、専門職の確実な育成に向けてOJTの仕組を体系化していくことが望まれる。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理については、半田市役所人事課の統括の下で運用されており、人事基準や昇進、給与体系等が明確に定められている。職員の評価にあたっては、市の公務員として求められる評価項目に加え、園の運営方針に即した目標管理制度を導入している。個別の目標に対する成果や達成度を多角的に反映させることで、組織の方向性と個人の成長を連動させる評価の仕組みを構築している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>園長が勤務管理を担うことで有給休暇の取得や時間外労働の状況を常時把握するとともに、年3回の人事評価面接や随時の面談を通じて職員の意向を汲み取る体制を整えている。また、休暇取得の促進や療育内容の決定を現場に委ねること等により、モチベーションの向上と働きやすい環境づくりに努めている。一方で、個別支援計画の作成に多大な時間を要することが時間外労働発生の一因となっており、特定の業務負担を軽減する実効性のある取組を期待したい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園が掲げる「期待する職員像」に基づき、人事評価と連動した目標管理制度を構築している。園長から割り当てられた組織目標と、職員自ら設定した個人目標の計3項目を軸に、育成の方向性を明確にしている。年3回の面談を通じて園長や主任が進捗を確認し、キャリアに応じた目標の提案や達成への指導を丁寧に行っている。目標の達成度を測る評価基準の設定は職員の自主性を重視して個人に委ねられており、職員のより確実な成長に向けて園長がアドバイスすることもある。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a・㉑・c
<p><コメント></p>		

市の人材育成基本方針に基づき、公務員としての資質向上を図るとともに、園独自の「学習会」を毎月開催して園内研修の充実を期している。年度当初に作成される園内研修計画に沿って着実に実施され、年度末には評価・見直しを行う体制がある。一方で、園としての教育・研修に関する独自の基本方針や、専門研修・保育士研修等の年間計画は明文化されていない。研修の受講者が都度の選定に留まっている面が見受けられるが、園としての研修に関する基本方針に沿って体系的な研修計画の策定を期待したい。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>市や外部機関が主催する市職員としての研修、保育士研修、職種別の専門研修のほか、自園で企画する園内研修など、職員が年 3 回から 4 回ほど受講できる機会を確保している。職員の研修履歴や保有資格は個人票で管理し、受講後は報告書の提出や会議での口頭発表を通じて知見の共有に努めている。一方で、経験者の配置による実務指導は行われているものの、園として OJT が制度化されておらず、市が実施する指導者向け研修への参加も見送られている。体系的な指導体制の整備に努められたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>年間 4 名程度の保育実習生を受け入れ、各クラスでの実践や担当職員との日々の振り返りを通じて専門職の育成に努めている。受け入れに際しては、養成校の実施要綱に基づき実習予定を組み、オリエンテーションを行うことで、学習機会の確保に努めている。一方で、園としての受け入れに関する基本姿勢や指導マニュアルは整備されておらず、独自の体系的な実習プログラムも策定されていない。また、指導を担う職員への研修も実施されておらず、指導体制の組織的な充実や明文化において課題を残している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>関係機関等に対し、園見学の受け入れを通じて自園の取り組みを積極的に公開している。また、ホームページで園の内容を公表する、市が発行する発達支援ガイドブックの配布を市の窓口や子育て支援センターで行うなど、地域への情報提供に努めている。一方で、事業計画や事業報告等の運営情報の公表には消極的な側面が見受けられる。今後は、相談や苦情解決に関する園の体制、第三者評価の結果への対応内容、相談・苦情への対応結果について公表する等、運営の透明性を高めるための組織的な情報公開のあり方を検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事務分掌により職務上の権限と責任を明確に定めており、組織的な意思決定の枠組みを構築している。市が規定した事務や経理、取引に関するルールを関係職員に周知し、公的施設としての適正な業務遂行を徹底している。また、市の監査部門による定期的な内部監査を受けることで、経営管理の透明性と客観性の維持に努めている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>公立保育園との交流に職員や家族も参加するほか、区民展への作品出品や近隣公民館との連携など、地域社会との接点を構築している。学校区や町内区の組織に加盟し、地域情報についても情報誌や連携アプリを通じて保護者へ積極的に提供している。一方で、地域交流に関する園としての基本的な考え方が明文化されておらず、指針が不明確な側面がある。また、園行事の地域への広報を行っているものの実際の来園者が少ない状況にある。地域住民がより参加しやすい仕組みづくりに取り組まれたい。</p>		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>中部善意銀行を通じた高校生の福祉体験や、個別応募による大学生の体験学習を積極的に受け入れている。受</p>		

<p>け入れに際しては、事前のオリエンテーションに加え、終了後の振り返りやフォローアップを実施するなど、学生の学びを支える体制を整えている。一方で、ボランティアの受け入れに関するマニュアルは整備されておらず、基本姿勢も明確化されていない。現在はボランティアの受け入れ実績がない状況にあり、募集に向けた積極的な働きかけや受け入れ環境の整備を期待する。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	保 25	①・b・c
<p><コメント> 情報媒体「ふくしげんきっず」を作成し関係機関との情報共有を図るほか、社会福祉協議会の療育支援事業や自立支援協議会など複数のネットワークに参画している。県内の事業者団体とも強固な連携体制を築き、事業レベルの課題解決に向けた組織的な取組を推進している。児童相談所への定期報告やモニタリング提出など、行政機関とも緊密な関係を維持し、外部会議の詳細は議事録を作成し職員会議で共有している。</p>		
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている</p>		
<p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	保 26	①・b・c
<p><コメント> 市役所に寄せられる要望の把握や、自立支援協議会が主催する各種会議への参画、社会福祉協議会との連携を通じて、地域の福祉課題や動向を収集している。園独自に実施している発達支援相談事業「あゆみ」では、相談活動を通じて地域の子育て家庭が抱える具体的なニーズを直接的に捉えている。収集した情報は組織内で共有され、地域の現状に即した支援のあり方を検討する一助となっている。</p>		
<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	保 27	①・b・c
<p><コメント> 事業計画に「地域支援」を位置づけ、発達支援に関する地域講演会を開催するほか、園長が小学校の支援員へ講習を行う、自立支援協議会の行事へ協力する、など、専門性を活かした公益的活動を推進している。社会福祉協議会主催のスタンプラリーや清掃活動への参加を通じた地域活性化への協力、AED の設置公表による安全確保など、地域の多様なニーズに応える体制を整えている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	保 28	a・①・c
<p><コメント> つくし学園としての基本姿勢は支援理念・支援方針としてホームページ等に記載されている。また、子どもに関わる職員は学習会や事例検討などの研修を実施しているが一人一人の意識を共通にすることには課題が残る。全国保育士会の倫理綱領 8 項目は障がいの有無に関わらず大切にすることが掲載されている。当園においても今一度倫理綱領に立ち返り職員間で内容を確認し、日常的に共有しながら療育に臨みたい。保護者には子どもの人権、文化の違い、お互いに尊重する心について理解を深める支援の充実を期待する。</p>		
<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	保 29	a・①・c
<p><コメント> 当園では子どもの水遊びの配慮(衝立、カーテンなど)や写真撮影の同意書を取っているものの、施設・設備の限界を加味しながらも子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫が求められる。また、子どものプライバシー保護について社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明確にした規定・マニュアル等整備し職員研修にて理解を深められたい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	保 30	a・①・c
<p><コメント> ホームページ開設により、誰でもアクセス可能な情報提供が来ている。パンフレットなど公共施設へ設置するなどしてつくし学園の理念や支援目標、支援内容をわかりやすく発信している。見学者には園長が施設見学を一緒</p>		

<p>にしながらつくし学園の役割等口頭で説明している。学園の情報発信について不十分であることが、自己評価の公表についての保護者コメントの中に散見される。今後は、保護者が求めるニーズを施設の方針にどのように反映するかを改めて検討し、合わせて情報発信の仕方についても検討する必要がある。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 外国籍の保護者に対しては保護者の意向や質問を正確に把握するためや言語の壁による 誤解や不安を減らし、信頼関係を築くために通訳を利用している。個別の対応をしているのでルール化していないが、今後特に配慮が必要な保護者への説明についてルールを決め、文書化して適正な説明、運用を図られたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 転園等について、つくし学園での情報は保護者の同意を得て転園先と共有している。利用が終了した時に、子どもや保護者に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を作成して保護者にも渡すことが必要である。保育の継続に関する事項についての一連の流れや文書を職員間で共有されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 毎年、保護者等からの事業所評価を実施し、公表している。利用者満足に関する調査結果の対応は園長が行っているが、把握した結果について職員間で分析・検討するための検討会などを設置されることが望ましい。保護者会は機能していないため職員等の参加はないが、保護者会が機能するためにどのようなサポートが出来るか再考されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 苦情については適切に保管し、検討内容や対応策等アプリを通じて開示している。職員への周知を行い、その後の対応策についても検討・実施している。自己評価公表についての保護者からのコメントには、不満も散見されるため、今後は、苦情記入カードの配付や匿名のアンケートなど保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 相談室、静養室など相談するスペースはあるものの、保護者等が複数の相談方法や相手を自由に選べるなど、情報提供の方法や説明のわかりにくさに課題がある。わかりやすく説明した文書を作成するなどの工夫等について検討されたい</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者アンケートには「モヤモヤする」「いつもはっきりしない」といった意見が寄せられており、情報提供や説明の仕方に改善の余地がある。苦情対応のプロセス自体は整備されているものの、保護者に分かりやすく、納得できるようにする工夫が必要である。保護者の意見を聞く姿勢や保護者ニーズを反映する方法等について園全体で話し合い、療育の質の上昇に繋げられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リスクマネジメント体制の整備に加え、AED 研修・誤飲研修・救急研修など、職員が緊急時に適切な対応を取れるよう研修を重ねている。バス送迎時や災害発生時のマニュアル化、事故発生時対応マニュアルの整備により、想定されるリスクに対して事前に備えがなされている。ヒヤリハット事例の共有や事故防止チェックリストの活用は、日常的な安全意識の上昇につながっており、組織的な安全管理が機能していることが確認できた。今後の改善点としては、研修やマニュアルの内容を定期的に見直し、最新の知見や事例を反映させるとともに保護者にも安</p>		

全対策や研修内容を分かりやすく伝え、安心感に繋げるようにされたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>看護師 2 名(1 名は非常勤)を配置し、看護師情報交換会を実施することで専門的知見を共有している。保健会を通じて健康管理の体制を強化し、感染症対応マニュアルや嘔吐処理マニュアルを整備することで緊急時の迅速な対応を可能としている。また、保健だよりを定期的に発行し、保護者へ情報提供を行うことで予防意識の向上と安心感の醸成に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保 39	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時における子どもの安全確保のため、避難訓練の年間計画を策定し、備蓄リストを整備するなど、組織的な取組みが進められている。一方で、看護学校の協力が得られず、自園の避難デッキに変更したことのリスク回避や、子ども・保護者・職員の安否確認方法が明確に定められておらず、全職員への周知体制に不備があることが課題として挙げられる。安否確認の具体的な手順や連絡方法を明文化し、マニュアル化するとともに定期的に職員全員へ周知・訓練を行い、災害時に確実に機能する体制を構築されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ b ・ ㉓
<p><コメント></p> <p>「標準的」とは「画一的」ではなく「基本的に共通して求められる水準」と職員間で確認し、理解されたい。職員の子どもののかかわり方についての「最低限満たすべき共通的な枠組み」や「一日の生活の基本的な流れ」について文書化することが求められている。標準化とは療育に携わる職員誰もが必ず果たさねばならない責任でもある。個別的な療育の提供は、職員の相補的な関係に支えられていると捉え早急に職員間で問題提起し合い、標準的な実施方法について検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ b ・ ㉓
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が文書化されていないことから見直しの仕組みは確立できていない。標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき行われ、標準的な実施方法を定期的に見直すことは、療育の質に関する職員の共通意識を育てるとともに PDCA のサイクルによって療育の質に関する検討が継続的に行われていることを表している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>児童発達管理責任者設置、面接・懇談会、専門職によるアセスメントをもとに個別支援計画の作成をしている。課題としては、全体的な療育計画が未作成であるため、指導計画が体系化されていないことが挙げられる。個別支援計画を支える「療育の全体的な計画」の策定を早急に行い、指導計画を作成する体系を整えられたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>個別の支援計画作成にあたり、園内での話し合いを実施している。検討内容については保護者へ説明し、同意を得た上で支援目標の変更を行っている。保護者との合意形成を重視したプロセスが確立されており、透明性と信頼性の確保に努めているが、指導計画の基盤となる「全体的計画」が未作成であることから、個別支援計画との連動性が明確ではない。全体的な計画を作成することで、園全体の療育の方向性が明確になる。それにより定期的な見直しの仕組みがより明確になる。療育の計画に実効性と継続性を持たる循環を構築し、改善に努められたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>業務支援アプリ、ネットワーク共有フォルダ等を積極的に活用し、情報の透明性とアクセス性を高めている。発達</p>		

支援の基準に沿った記録の導入により、根拠に基づいた支援が実施されている。職員会議や記録ファイルを通じて、職員間の共通理解を促進している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>セキュリティ対策研修やEラーニングを通じて、職員の知識・意識向上を図っている。業務支援アプリを活用し、保護者への情報周知を体系的に行っている。半田市児童発達センター・半田市つくし学園重要事項説明書を活用することで、保護者への説明が標準化され、透明性が確保されている。記録が記載されている文書については施錠できる書棚に管理され、ICT 関係については、パスワードが設定され情報管理されている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ b ・ ㉒
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」が園においてどのような意味を持ち、どの範囲を対象とするものなのかを明確化する必要がある。職員間で共通理解を持ち、外部評価者にも分かる形で文書化しておくことが求められる。園の理念や方針を踏まえ、「全体的な計画」の定義を明確にし、文書として整備されたい。個別支援計画や指導計画との関係性を示すことで、体系的な支援体制を外部にも理解できるようにすることが重要である。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの安全・快適性を重視した環境整備が体系的に行われている点は高く評価できる。危険防止、衛生管理、温度調整など、生活環境に直結する要素を多面的に管理している。職員間での分担や委託業務の活用により、持続的な環境維持が可能となっている。</p>		
A-1- (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>記録や観察を通じて、子どもの個別性を理解し尊重する姿勢が徹底されている点は高く評価できる。表現が難しい子どもの気持ちを汲み取る努力は、安心感や信頼関係の構築につながっている。保護者との連絡帳を通じた情報共有も、家庭との連携を強化する有効な手段となっている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>日常のルーティン化されている活動について、子どもが主体的にやろうとしている場面や「やりたくない」という気持ちを表している場面があった。日常の活動だからこそ子ども一人ひとりのその時々状況に合わせて支援の仕方を変える必要があると考えられる。また、主体的に動いている場合は見守るなど、対応方針や実際のかかわり方を職員間で明確にして支援を行い、活動のねらいと子どもの気持ちをどのように調整するか、職員間で共通理解を深める必要がある。活動のねらいを柔軟に調整し、子どもが安心して挑戦できる環境を整えられたい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもたちが社会的ルールや態度を身に付ける経験を意図的に設けている。順番を守る・待つといった基本的な社会的行動を日常活動に組み込み、朝の登園後には音楽に合わせて園庭を走る活動や一斉に体操を行うことで、設定活動に入る前に頭と身体を覚醒させる工夫がなされているが、子どもが主体的に活動することも含め、この一連の活動について、職員がどのように捉え、考えているか職員で話し合う機会を設けて活動がパターン化しないように再考されたい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>親子通園を基本とし、保護者が子どもとの愛着関係を深められるような配慮がなされている。0歳児については長</p>		

<p>時間利用を避け、発達段階に応じた適切な利用形態を確保している。療育の場面では、子どもの表情を大切に、応答的な関わりを通じて安心感と信頼関係を育てている。また、身体的な障害を持つ子どもに対しては看護師が常駐し、保育士と看護師の専門性の違いを有効に活かした療育を行っている。これにより、子ども一人ひとりの状況に応じた支援が可能となっている。</p>		
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 52	①・b・c
<p><コメント> 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動を行えるよう、職員が環境を工夫している。具体的には、おもちゃを子ども自身が取りに行けるように配置し、主体的な選択や活動を尊重している点が評価できる。 また、子どもの自我の育ちを受け止め、保護者が適切に関わることで、安心感と自己肯定感の形成につながっている。さらに、保護者が友だちとの関わりの中立ちを行うことで、子ども同士の交流が円滑になり、社会性の発達を支援している。保護者の中立ちに加え、職員が子ども同士の関わりを観察・記録し、発達段階に応じた支援方法を検討することで、社会性の育成をより計画的に進められると思われる。</p>		
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 53	a・b・c
<p><コメント> 該当なし</p>		
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 54	①・b・c
<p><コメント> 建物や設備において障がいに応じた環境整備が行われており、子どもが安心して過ごせるよう配慮されている。障がいのある子どもの状況に応じて個別指導計画を作成し、個々に配慮した療育を実施している。また、園医による毎月の訪問を通じて健康面の確認を行い、保護者から医療機関の情報(言語訓練などを含む)を聞き取ることで、家庭と医療機関との連携を療育に反映させている。さらに、職員のスキルアップ研修や保護者向け研修を実施し、専門性の向上と家庭支援の両面から取り組んでいる。</p>		

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 55	a・②・c
<p><コメント> 療育時間を9時30分から15時と定めているが、保護者の就労等の理由により、8時30分から受け入れているケースもある。早朝受け入れ児を職員の勤務体制の都合上、送迎バスに乗せているようであるが、子どもにとって情緒の安定等、不利益がないように再考されることが望ましい。また、保護者からは「基本的に延長支援がないことが負担に感じる」との意見が寄せられている。園としては、発達支援を本旨とし、就労支援を目的とする施設ではないという考えで運営している。療育の質を守る姿勢は評価できるが、保護者の生活実態との整合性を図ることが課題である。</p>		
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	保 56	a・②・c
<p><コメント> 小学校との連携や就学を見通した計画に基づき、療育の内容や方法を工夫し、保護者との関わりにも配慮している。具体的には、学校見学の機会を設けて実施し、就学支援委員会やふれあい協議会において検討や引継ぎを行うなど、就学に向けた支援体制が整えられている。保護者からは「専門家の視点で様々な意見をもらえるのは有り難い」との声がある一方で、関係各所から何度も連絡が入ることに困惑したとの意見も寄せられている。情報共有の在り方について改善を求める声があることは、今後の課題として重要である。</p>		

A-1-(3) 健康管理

<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	保 57	①・b・c
<p><コメント> 子どもの健康管理を多面的に行っている。具体的には、保育所・幼稚園における健康マニュアルや保健衛生マニュアルを整備し、既往歴や新入園児健診表を含めた基礎情報を把握している。さらに、連絡ノートや生活表を通じて日常的な健康状態を確認し、保健だよりの発行によって保護者への情報提供も行っている。また、内科・歯科検診ファイル、健康の記録、視診表、看護日誌などを用いて、定期的かつ継続的に健康状態を管理している。</p>		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>健康診断や歯科検診の結果を治療の必要がある子どもには手紙で保護者へ知らせ、看護師が健診結果を担当職員へ報告し、個別支援計画に反映している。また、業務支援アプリの園児台帳に入力し、管理・保管を行うことで、情報の一元化と継続的な健康管理が実現されている。健診結果を個別支援計画に反映するだけでなく、園全体の健康課題を定期的に分析し、予防的な取り組みに活かす仕組みを強化し、全職員が子どもの健康状態を把握できるようにすることで、支援の一貫性が高まる。健診結果を踏まえた保護者向け研修や情報提供を行うことで、家庭での健康管理や予防意識を高めるなど今後も園ができることを具体的に取組まれたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>慢性疾患を有する子どもに対し、医師の診断書や指示書を基盤とした対応を行っており、子どもの健康状態や個別の状況に応じた適切な支援が実施されている。特に食事面では、アレルギー確認表を活用し、献立作成において安全性と個別性を確保している。さらに、月1回の献立会議を定例化し、園長・主査・理学療法士・看護師・栄養士・調理員といった多職種が参加することで、専門的視点を総合的に反映させている。この体制により、子どもの健康管理と食事提供の質が高められ、保護者に対しても安心感を与える仕組みが整備されている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの個々の特性や発達段階に応じた食器・食具の選定を、保護者と相談しながら進めている。これにより、子どもが安心して食事に取り組める環境が整えられ、家庭との連携も強化されている。</p> <p>また、自園の菜園で栽培した夏野菜やサツマイモを献立に取り入れることで、食材の新鮮さや季節感を楽しみながら食事ができるよう工夫されている。子どもたちが「育てる・食べる」という一連の体験を通じて、食への関心や楽しみを育む取り組みは、食育の観点からも高く評価できる。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが安心しておいしく食べられるよう、食材の形態や提供方法に工夫を凝らし、発達や個別状況に応じた支援を行っている。調理員が食事場面を観察し、献立会議で改善提案を行うなど現場との連携を重視し、食事の質向上に努めている。さらに、賞味期限の確認や衛生管理チェックリストを用いた徹底した衛生管理により、安全性を確保し、保護者に信頼される食事提供体制を整えている。調理員は、ルールに沿って衛生管理を行っているが、委託であっても保育現場との連携共有は重要事項であることから、その体制を整えることを検討されたい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活をより充実させるために家庭との連携を重視し、連絡帳を通じた日常的な情報交換をはじめ、療育参加日や懇談会、ドキュメンテーションによる情報発信など多様な取り組みを行っている。これにより、保護者が園での子どもの様子を理解しやすく、家庭との協働が促進されている。一方で、登園はバス利用、降園は延長保育のため、担任と直接話す機会が少ないと感じる保護者もあり、情報共有の方法に改善の余地がある。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援体制を整え、時間をずらした懇談会や療育参加日、スキルアップ講座など多様な機会を提供している。相談内容は適切に記録し、必要に応じて個別の話し合いを設けるなど、きめ細やかな対応を行っている。さらに、連絡帳を介した日常的なやり取りや送迎時の直接のコミュニケーションを通じて、保護者との連携を大切にしている。一方で、一部の保護者からは専門家の配置や職員による発達支援のさらなる学びを求める声もあり、改善の余地がある。こうした要望を踏まえ、専門性の強化や職員研修の充実を図ることで、より安心感のある支援体制の構築が期待される。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉑ ・ b ・ c

<コメント>

家庭での虐待など権利侵害の疑いがある子どもの早期発見・早期対応、そして虐待予防に努めている。登園時や着替えの際に子どもの様子を丁寧に観察し、異変の早期把握に努めるとともに、保護者への声かけを通じて家庭との関係性を保ちながら支援を行っている。また、職員を対象とした虐待防止研修を実施し、知識と対応力の向上を図っている。さらに、モニター報告や家庭児童相談担当者との連携を通じて、外部機関との協働体制を整え、子どもの安全と権利を守るための仕組みを構築している。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑥ ・ c

<コメント>

職員等が主体的に保育実践の振り返りを行い、改善や専門性の向上に努めている。具体的には、週案の振り返りや日々のクラス反省、学習会での事例検討を通じて、実践の課題や成果を共有し、次の療育に活かす取り組みが行われている。これらは職員一人ひとりの自己評価を促すとともに、組織全体の学び合いを支える仕組みとなっている。一方で、職員の学び合いや意識向上の成果をどのように可視化し、記録として残していくかについては課題が残されている。職員の学びの過程や成果を体系的に記録・共有することで、療育と、専門性の質の向上にどのように繋がっているかを明確に示すことができ、保護者や第三者に対しても療育活動や職員のかかわり方の透明性のある説明が可能となる。